

平成30年1月5日

株 主 各 位

東京都港区赤坂二丁目9番11号
株 式 会 社 イ ト ク ロ
代 表 取 締 役 山 木 学
代 表 取 締 役 領 下 崇

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年1月23日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年1月24日（水曜日）午後2時
（受付開始時刻は、午後1時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目5番6号
トスラブ山王健保会館 2階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第12期（平成28年11月1日から平成29年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬改定の件
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬改定の件
第5号議案 第3回新株予約権の権利行使条件変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.itokuro.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年11月1日から  
平成29年10月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、国際情勢の不安定により先行きは依然として不透明な状況となっています。このような経済状況の中、当社では教育業界及び金融業界を主要業界としてメディアサービス及びコンサルティングサービスを通じて企業価値の向上に取り組んでまいりました。

当社が事業展開する主要マーケットの1つである教育業界では、個人向けを対象としたeラーニングや映像配信講座と個別指導を組み合わせた学習サービス、また難関校の進学に特化したサービスを提供する個別指導塾の増加、企業のグローバル化に合わせた語学学習ニーズの増加等を背景に、効果的且つ効率的なマーケティング手法へのニーズの高まりに合わせ、インターネット広告への出稿比率が増加しております。

このような中、当社では、メディアサービスにおいては、「塾ナビ」「みんなの学校情報」「家庭教師比較ネット」「医学部受験マニュアル」等の主要ポータルサイトによる売上が堅調に推移しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,942,030千円（前事業年度比13.9%増）、営業利益は1,724,161千円（前事業年度比25.8%増）、経常利益は1,726,568千円（前事業年度比25.4%増）、当期純利益は1,112,821千円（前事業年度比25.2%増）となりました。

##### ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

##### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 重要な組織再編の状況

該当事項はありません。

## (3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 9 期<br>(平成26年10月期) | 第 10 期<br>(平成27年10月期) | 第 11 期<br>(平成28年10月期) | 第 12 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年10月期) |
|----------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 2, 976, 769          | 3, 544, 644           | 3, 460, 879           | 3, 942, 030                      |
| 経 常 利 益(千円)    | 662, 164             | 961, 678              | 1, 376, 466           | 1, 726, 568                      |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 446, 216             | 608, 846              | 889, 028              | 1, 112, 821                      |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 48. 66               | 65. 13                | 86. 63                | 108. 38                          |
| 総 資 産(千円)      | 1, 749, 622          | 4, 345, 877           | 5, 572, 449           | 6, 482, 695                      |
| 純 資 産(千円)      | 708, 697             | 3, 501, 531           | 4, 392, 589           | 5, 578, 246                      |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 78. 39               | 341. 15               | 427. 77               | 540. 88                          |

- (注) 1. 当社は、従来、コンサルティングサービスの一部売上（リスティング運用売上、アフィリエイト売上）において、売上原価に計上していたリスティング費用及び他のサイト運営会社に支払う成果報酬費用を、当事業年度より、売上高から控除する方法（純額表示）に変更いたしました。そのため、第11期の売上高は遡及適用額を反映した数値を記載しております。
2. 当社は、平成26年10月30日付で普通株式1株につき10,000株の割合で、平成27年2月27日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (5) 対処すべき課題

当社の対処すべき主な課題は以下のとおりです。

##### ① 認知度の向上

当社の展開するインターネット・メディア事業は、開始してから数年と日が浅く、認知度が十分あるとはいえません。教育サービスや金融サービス等を選ぶユーザーの皆様と、より良い教育サービスや金融サービスを提供しようとしているクライアント企業の皆様に対して、より有意義で安心なプラットフォームとして、より多くの方々にお使いいただけるよう、インターネット上での広告や他社の媒体との提携を継続的に行ってまいりましたが、さらなる認知度向上のためにこれらの施策の強化に積極的に取り組んでまいります。

##### ② システムのセキュリティ管理体制

当社の展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、今後も、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

##### ③ 経営管理体制の構築

当社が継続的な成長をコントロールし、ユーザーやクライアント企業の皆様に安定してサービスを提供し続けていくためには経営管理体制の充実・強化が重要であると認識しております。また、法令遵守に対する企業の社会的責任は重大であり、当社では多様化するリスクを正しく把握し、対処しながら収益を上げていくとともに、コンプライアンスの強化を最重要視した経営管理体制の構築にも取り組んでまいります。さらに、経営の透明性を高め、市場からの信頼を得られるよう、引き続き財務報告等の開示体制の強化に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（平成29年10月31日現在）

| 事業区分           | 事業内容                   |
|----------------|------------------------|
| インターネット・メディア事業 | メディアサービス及びコンサルティングサービス |

(7) 主要な営業所（平成29年10月31日現在）

|    |             |
|----|-------------|
| 本社 | 東京都港区       |
| 支社 | 大阪支社：大阪府大阪市 |

(8) 使用人の状況（平成29年10月31日現在）

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 127名（13名） | 8名増       | 30.7歳 | 2.9年   |

（注） 使用人数は、正社員のほか、契約社員を含み、（ ）内に臨時雇用者（アルバイト）の最近1年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（平成29年10月31日現在）

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成29年10月31日現在）

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 45,000,000株  |
| (2) 発行済株式の総数   | 11,340,000株  |
| （うち自己株式の総数）    | （1,049,774株） |
| (3) 株主数        | 929名         |
| (4) 大株主（上位10名） |              |

| 株 主 名                                                 | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------|------------|---------|
| 山 木 学                                                 | 6,934,100株 | 67.39%  |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社                              | 1,199,300  | 11.65   |
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社                                | 444,000    | 4.31    |
| 資産管理サービス信託銀行<br>株式会社                                  | 209,800    | 2.04    |
| BNP PARIBAS SECURITIES<br>SERVICES LUXEMBOURG         | 182,800    | 1.78    |
| 野村信託銀行株式会社                                            | 157,500    | 1.53    |
| GOVERNMENT OF NORWAY                                  | 141,700    | 1.38    |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                           | 86,944     | 0.84    |
| STATE STREET BANK AND<br>TRUST COMPANY                | 73,300     | 0.71    |
| UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER<br>SEGREGATED ACCOUNT | 54,200     | 0.53    |

（注） 1. 当社は、自己株式を1,049,774株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                             |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                   |                     | 平成26年10月31日                                                                                                                                                                                                               |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                     | 5,279個                                                                                                                                                                                                                    |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と な る 数     |                     | 普通株式 52,790株<br>(新株予約権 1 個につき10株)                                                                                                                                                                                         |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                                                                                                                                       |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>22,000円<br>(1 株当たり 2,200円)                                                                                                                                                                                |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                     | 平成28年11月 1 日から<br>平成36年 9 月30日まで                                                                                                                                                                                          |
| 行 使 の 条 件                                   |                     | <p>① 新株予約権者は、権利行使時において、会社の取締役、使用人の地位を有していなければならない。ただし、従業員の定年退職の場合、その他取締役会が正当な理由があると認める場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>③ その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |
| 役 員 の<br>保有状況                               | 取締役（監査等委員を除く。）      | 新株予約権の数 5,279個<br>目的となる株式数 52,790株<br>保有者数 2名                                                                                                                                                                             |
|                                             | 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                                                                                                                                                                                      |

(注) 平成27年 2 月27日付で行った 1 株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成29年10月31日現在）

| 会社における地位   | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                             |
|------------|-----------|------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役  | 山 木 学     |                                          |
| 代 表 取 締 役  | 領 下 崇     |                                          |
| 取 締 役      | 高 見 由 香 里 |                                          |
| 取締役（監査等委員） | 竹 内 克 弥   | 株式会社 J A X U S 代表取締役                     |
| 取締役（監査等委員） | 中 安 祐 貴   | 株式会社みんせつ代表取締役                            |
| 取締役（監査等委員） | 鈴 木 智 也   | 光和総合法律事務所パートナー<br>弁護士<br>公益財団法人日本相撲連盟評議員 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）竹内克弥氏、中安祐貴氏、鈴木智也氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、竹内克弥氏、中安祐貴氏、鈴木智也氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
3. 当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人2名を指名し、重要会議等への出席や、内部監査担当者との定期的なヒアリングを通じて情報収集を行い、監査等委員に随時連携する体制を取っているため、必ずしも、常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査等委員がその職務執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                                 | 員 数      | 報 酬 等 の 額         |
|-------------------------------------|----------|-------------------|
| 取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く。）             | 3名       | 67,800千円          |
| 取 締 役（監 査 等 委 員）<br>（う ち 社 外 取 締 役） | 3<br>(3) | 3,600<br>(3,600)  |
| 合 計<br>（う ち 社 外 取 締 役）              | 6<br>(3) | 71,400<br>(3,600) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成29年1月26日開催の第11回定時株主総会において、年額1億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年1月25日開催の第10回定時株主総会において、年額480万円以内と決議いただいております。

#### ② 報酬を決定するにあたっての方針及び手続

取締役の報酬等は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、当社の業績及び本人の貢献度に鑑み取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査等委員会により決定しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役竹内克弥氏は、株式会社 J A X U S の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役中安祐貴氏は、株式会社みんせつの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役鈴木智也氏は、光和総合法律事務所のパートナー弁護士、公益財団法人日本相撲連盟評議員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                             |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 竹 内 克 弥 | 当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会11回すべてに出席しております。<br>大手金融機関にて、証券アナリスト業務に長く携わった経験及びその見識に基づき、発言を行っております。         |
| 取締役 中 安 祐 貴 | 当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会11回すべてに出席しております。<br>大手金融機関にて、証券アナリスト業務に長く携わった経験及びその見識に基づき、発言を行っております。         |
| 取締役 鈴 木 智 也 | 当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会11回すべてに出席しております。<br>弁護士として、企業法務、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス等について専門的見地から発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討して、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選任した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

### ② 処分の内容

- ・ 3か月の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）  
（平成28年1月1日から平成28年3月31日）
- ・ 業務改善命令

### ③ 処分の理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

## 6. コーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づき、適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査等委員がその独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、業務の適正を確保するための体制として、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」）を取締役会において決議しております。当該基本方針の内容は次のとおりであります。

### ① 内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

### ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の監視に加え、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、すべての代表取締役。以下本項において同じ。）の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

### ③ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部担当取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理規程に基づいて、経営管理部担当取締役を担当役員とし、経営管理部をリスク責任部門としております。また、経営管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締役会

に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役）を部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、経営会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

内部監査担当者が監査業務に協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の取締役及び従業員の設置（地位や人数の設定を含む。）について、監査等委員会がそれを指定できるものとしております。

⑦ ⑥の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）

からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

(a) 当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。

(b) 監査等委員である取締役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けず、内部監査担当者をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに必要な会議に出席できるものとしております。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。監査等委員である取締役は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当会社は、監査等委員会に報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを内部通報規程において禁止し、その旨を当会社の取締役及び使用人に周知しております。

- ⑩ 当会社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当会社は、監査等委員がその職務の執行について、当会社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員会はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員である取締役の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当会社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理グループが対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

- ⑭ 当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当会社に親会社又は子会社が存することとなったときは、当該親会社又は子会社の機関構成、組織体制等を考慮して、当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の構築を行います。

(2) 当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・当社は、取締役会規程に基づき、原則として月 1 回の定例取締役会を開催しており、当事業年度においては、定例取締役会を12回、臨時取締役会を 4 回開催しました。定例取締役会では、月次決算及び業務に係る報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。
- ・当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月 1 回、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては、監査等委員会を11回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査等委員会は、当会社の取締役会への出席や代表取締役との定期的な面談に加え、監査等委員の職務を補助すべき使用人 2 名を指名し、経営会議等の重要な会議への出席を行っております。
- ・コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組むため、内部通報規程の整備を行うとともに、内部通報制度（ホットライン）を導入し、全役職員に周知及び定期的な啓蒙活動を行っております。
- ・代表取締役の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。内部監査担当者及び監査等委員会は定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。また、内部監査担当者、監査等委員会及び監査法人は、定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有することで連携を図っております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成29年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部) |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産   | 6,124,792 | 流 動 負 債       | 874,073   |
| 現金及び預金    | 5,507,405 | 買 掛 金         | 236,097   |
| 売 掛 金     | 494,353   | 1年内償還予定の社債    | 14,000    |
| 前 払 費 用   | 46,430    | 未 払 金         | 161,623   |
| 繰延税金資産    | 75,604    | 未 払 費 用       | 19,827    |
| そ の 他     | 1,619     | 未払法人税等        | 336,622   |
| 貸倒引当金     | △621      | 前 受 金         | 8,375     |
| 固 定 資 産   | 357,902   | 預 り 金         | 4,915     |
| 有形固定資産    | 34,892    | そ の 他         | 92,612    |
| 建 物       | 34,361    | 固 定 負 債       | 30,374    |
| 工具、器具及び備品 | 521       | 社 債           | 16,000    |
| そ の 他     | 9         | 資産除去債務        | 13,674    |
| 無形固定資産    | 229,922   | そ の 他         | 700       |
| の れ ん     | 229,922   | 負 債 合 計       | 904,448   |
| 投資その他の資産  | 93,087    | (純資産の部)       |           |
| 敷金及び保証金   | 75,830    | 株 主 資 本       | 5,565,798 |
| 繰延税金資産    | 16,621    | 資 本 金         | 30,000    |
| そ の 他     | 636       | 資 本 剰 余 金     | 2,201,693 |
|           |           | その他資本剰余金      | 2,201,693 |
|           |           | 利 益 剰 余 金     | 3,372,667 |
|           |           | その他利益剰余金      | 3,372,667 |
|           |           | 繰越利益剰余金       | 3,372,667 |
|           |           | 自 己 株 式       | △38,562   |
|           |           | 新 株 予 約 権     | 12,447    |
|           |           | 純 資 産 合 計     | 5,578,246 |
| 資 産 合 計   | 6,482,695 | 負 債 純 資 産 合 計 | 6,482,695 |

# 損 益 計 算 書

(平成28年11月 1 日から)  
(平成29年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     | 金 額       |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 3,942,030 |
| 売 上 原 価               |         | 642,084   |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,299,945 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,575,783 |
| 営 業 利 益               |         | 1,724,161 |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 1,618   |           |
| 助 成 金 収 入             | 1,700   |           |
| そ の 他                 | 449     | 3,767     |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 39      |           |
| 社 債 利 息               | 295     |           |
| 支 払 保 証 料             | 919     |           |
| 為 替 差 損               | 102     |           |
| そ の 他                 | 4       | 1,361     |
| 経 常 利 益               |         | 1,726,568 |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 減 損 損 失               | 27,916  | 27,916    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 1,698,651 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 596,419 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △10,589 | 585,829   |
| 当 期 純 利 益             |         | 1,112,821 |

## 株主資本等変動計算書

(平成28年11月1日から)  
(平成29年10月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |                |              |                                 |              |         |             |
|------------------------------|---------|----------------|--------------|---------------------------------|--------------|---------|-------------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金      |              | 利 益 剰 余 金                       |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                              |         | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
| 当 期 首 残 高                    | 30,000  | 2,139,264      | 2,139,264    | 2,259,845                       | 2,259,845    | △39,332 | 4,389,777   |
| 当 期 変 動 額                    |         |                |              |                                 |              |         |             |
| 当 期 純 利 益                    |         |                |              | 1,112,821                       | 1,112,821    |         | 1,112,821   |
| 自己株式の取得                      |         |                |              |                                 |              | △271    | △271        |
| 自己株式の処分                      |         | 62,429         | 62,429       |                                 |              | 1,041   | 63,471      |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純 額） |         |                |              |                                 |              |         | —           |
| 当期変動額合計                      | —       | 62,429         | 62,429       | 1,112,821                       | 1,112,821    | 770     | 1,176,021   |
| 当 期 末 残 高                    | 30,000  | 2,201,693      | 2,201,693    | 3,372,667                       | 3,372,667    | △38,562 | 5,565,798   |

|                              | 新株予約権  | 純資産合計     |
|------------------------------|--------|-----------|
| 当 期 首 残 高                    | 2,812  | 4,392,589 |
| 当 期 変 動 額                    |        |           |
| 当 期 純 利 益                    |        | 1,112,821 |
| 自己株式の取得                      |        | △271      |
| 自己株式の処分                      |        | 63,471    |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純 額） | 9,635  | 9,635     |
| 当期変動額合計                      | 9,635  | 1,185,657 |
| 当 期 末 残 高                    | 12,447 | 5,578,246 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 5年～15年

#### (2) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

#### (売上高の計上基準の変更)

当社は、従来、コンサルティングサービスの一部売上（リスティング運用売上、アフィリエイト売上）において売上原価に計上していたリスティング費用及び他のサイト運営会社に支払う成果報酬費用を、当事業年度より、売上高から控除する方法（純額表示）に変更いたしました。

この変更は、メディアサービスの事業展開を一層推進する当社の経営方針の下、メディアサービスの附帯サービスであるコンサルティングサービスの一部売上高（リスティング運用売上高、アフィリエイト売上高）が急増している中で、当該一部売上高を純額表示に変更しなければ企業実態を適切に表示することは困難であるとの認識に基づいております。この認識に加えて、全ての事業にわたって、経営成績の重要指標のひとつである売上高の計上基準を見直すべく、収益の定義・範囲・会計処理等についての実態調査の上、業務プロセス検討・システム構築等の体制整備を進めてまいりました。当事業年度においてその準備が整ったことにより変更するものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用しておりますが、前事業年度の「売上総利益」、「営業利益」、「経常利益」、「税引前当期純利益」及び「当期純利益」に与える影響はありません。なお、前事業年度の期首の純資産に対する累積的影響額ははありません。

### 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 42,121千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,340,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,049,774株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金（社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。営業債務である買掛金の支払期日は、1年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

(イ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各グループからの報告に基づき、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の2ヶ月相当に維持するなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年10月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                 | 貸借対照表計上額    | 時 価         | 差 額 |
|-----------------|-------------|-------------|-----|
| (1) 現 金 及 び 預 金 | 5,507,405千円 | 5,507,405千円 | －千円 |
| (2) 売 掛 金       | 494,353千円   | 494,353千円   | －千円 |
| (3) 未 払 法 人 税 等 | 336,622千円   | 336,622千円   | －千円 |
| (4) 買 掛 金       | 236,097千円   | 236,097千円   | －千円 |

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払法人税等、(4) 買掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|         |          |
|---------|----------|
| 未払事業税   | 33,187千円 |
| 未払金     | 39,636千円 |
| 減価償却超過額 | 15,063千円 |
| 資産除去債務  | 4,760千円  |
| その他     | 3,147千円  |

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産合計 | 95,794千円 |
|----------|----------|

繰延税金負債

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △3,393千円 |
| その他             | △175千円   |

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金負債合計 | △3,569千円 |
|----------|----------|

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産の純額 | 92,225千円 |
|-----------|----------|

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類 | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引<br>内 容             | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|----------------|--------------------|---------------|-----------------------|--------------|----|--------------|
| 役員 | 領下 崇           | 被所有<br>直接0.1%      | 当社<br>代表取締役   | 新株予約権の<br>権利行使<br>(注) | 45,320       | —  | —            |
| 役員 | 高見 由香里         | 被所有<br>直接0.1%      | 当社<br>取締役     | 新株予約権の<br>権利行使<br>(注) | 11,990       | —  | —            |

(注) 平成26年10月31日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

**8. 1株当たり情報に関する注記**

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 540円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 108円38銭 |

**9. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年12月12日

株式会社イトクロ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

大田原 吉 隆 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

矢 部 直 哉 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトクロの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、従来、コンサルティングサービスの一部売上（リスティング運用売上、アフィリエイト売上）において売上原価に計上していたリスティング費用及び他のサイト運営会社に支払う成果報酬費用を、当事業年度より、売上高から控除する方法（純額表示）に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び大阪支社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年12月15日

株式会社イトクロ 監査等委員会

監査等委員 竹内 克弥 ⑩

監査等委員 中安 祐貴 ⑩

監査等委員 鈴木 智也 ⑩

(注) 監査等委員竹内克弥、中安祐貴及び鈴木智也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

取締役候補者の選定は、当社の企業価値向上に貢献できる豊富な経験と知見を有し、かつ、広い視野と先見性をもってグローバルに経営の意思決定を行うことができるような構成とすることを基本方針としております。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                       | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 山 木 学<br>(昭和53年1月17日)<br>(再任) | 平成14年4月 株式会社リクルート入社<br>平成16年4月 株式会社カカコム入社<br>平成18年4月 株式会社デファクトスタンダード<br>取締役就任<br>平成18年12月 当社取締役就任<br>平成21年4月 当社代表取締役就任（現任）<br>平成25年6月 株式会社クラウドファン<br>取締役就任 | 6,934,100株     |
| 2         | 領 下 崇<br>(昭和52年10月9日)<br>(再任) | 平成14年4月 株式会社トライグループ入社<br>平成19年6月 株式会社N I コンサルティング<br>入社<br>平成20年2月 当社入社<br>平成26年1月 当社取締役事業本部長就任<br>平成27年11月 当社代表取締役就任（現任）                                  | 15,000株        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山木学氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. (1) 山木学氏を取締役候補者とした理由は、当社の取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献してきたこと及びインターネットメディア業界における専門的な知識と経験を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。
- (2) 領下崇氏を取締役候補者とした理由は、当社の取締役として、当社サービスの柱となる教育メディアサービスを牽引し、企業価値の向上に貢献してきたこと及び教育業界における専門的な知識と経験を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | なか やす ゆう き<br>中 安 祐 貴<br>(昭和57年2月17日)<br>(再任)  | 平成18年4月 UBS証券株式会社入社<br>平成23年8月 クレディ・スイス証券<br>株式会社入社<br>平成27年6月 狼キャピタル株式会社(現:株式<br>会社みんせつ) 設立<br>同代表取締役就任(現任)<br>平成28年1月 当社社外取締役[監査等委<br>員] 就任(現任)                                                                                                                   | 一株                |
| 2          | すず き とも なり<br>鈴 木 智 也<br>(昭和54年11月24日)<br>(再任) | 平成19年9月 弁護士登録<br>(第一東京弁護士会)<br>同 光和総合法律事務所入所<br>平成23年10月 同事務所パートナー弁護士就任<br>(現任)<br>平成25年6月 公益財団法人日本相撲連盟<br>評議員就任(現任)<br>平成28年1月 当社社外取締役[監査等委<br>員] 就任(現任)                                                                                                           | 一株                |
| 3          | おし だり だい すけ<br>忍 足 大 介<br>(昭和48年9月3日)<br>(新任)  | 平成6年7月 朝日監査法人アーサーアンダー<br>セン 入社<br>平成7年5月 国際電信電話株式会社 入社<br>平成8年8月 AT&T/AT&T J e n s 入社<br>平成11年11月 ジェー・ピー・モルガン・インベストメン<br>ト・マネージメント・インク 入社<br>平成18年3月 J Pモルガン信託銀行株式会<br>社 入社<br>平成20年6月 J Pモルガン・アセット・マ<br>ネジメント株式会社 入社<br>平成29年1月 株式会社NTTドコモ<br>アライアンス推進担当部長<br>(現任) | 一株                |

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、中安祐貴氏及び鈴木智也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、忍足大介氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 中安祐貴氏、鈴木智也氏及び忍足大介氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断した理由について
- (1) 中安祐貴氏を社外取締役候補者とした理由は、大手金融機関において長年証券アナリスト業務に携わられてきたことにより、企業経営に対する幅広い見識と豊富な経験を有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただけるものと判断したためであります。
- (2) 鈴木智也氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただけるものと判断したためであります。
- (3) 忍足大介氏を社外取締役候補者とした理由は、大手金融機関において長年証券アナリスト業務に携わられてきたことにより、企業経営に対する幅広い見識と豊富な経験を有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただけるものと判断したためであります。
5. 中安祐貴氏及び鈴木智也氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、中安祐貴氏及び鈴木智也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、忍足大介氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ）の報酬等の額は、平成29年1月26日開催の第11回定時株主総会において、年額1億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただいておりますが、これに加えて、報酬が金銭でないものの付与につき、ご承認をお願いいたしたく存じます。

取締役の業務執行を迅速かつ円滑に行うことを目的として、当該取締役に社宅を提供いたします。提供する社宅は一般標準的な社宅とし、会社が社宅として借り上げる総賃借料と、会社が社宅料として取締役より徴収する総額の差額を金銭でない報酬としてご承認いただくものであります。当該差額合計は年額3千万円以内にいたしたく存じます。

上記提案については、業務執行の利便性の観点のみならず、当該取締役の貢献意欲や士気を高めるためにも、会社として必要な措置と考えております。

なお、現在の取締役は3名ありますが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は2名となります。

### 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、平成28年1月25日開催の第10回定時株主総会において、年額480万円以内としてご承認いただいておりますが、経済情勢等諸般の事情も考慮し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額900万円以内と改定するものとし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく願います。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名ありますが、第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認されましても、監査等委員である取締役の員数に変更はありません。

## 第5号議案 第3回新株予約権の権利行使条件変更の件

### (1) 変更の理由

平成26年10月30日開催の臨時株主総会において決議されております、第3回新株予約権について、所有株式の短期的な行使による売却を防止し、長期保有を促すことにより、経営の健全性や安全性を確保することを目的として、年間の行使上限を変更いたしたく、お願いするものであります。

なお、本件は既に発行している新株予約権の行使条件を変更するものであり、新たな株式の希薄化は発生いたしません。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>《前略》</p> <p>6. 発行する新株予約権の内容</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権者が年間(11月1日から10月31日)行使できる新株予約権の個数の上限は以下の(i)乃至<u>(ii)</u>に掲げる時期に応じて以下のとおりとする。</p> <p>(i) 平成28年11月1日から平成<u>32</u>年10月31日まで<br/>年間行使可能個数:割当てられた本新株予約権の個数の1/4を上限とする。</p> <p>(ii) 平成<u>32</u>年11月1日から平成<u>36</u>年<u>9</u>月<u>30</u>日まで<br/>年間行使可能個数:割当てられた本新株予約権の個数の<u>1/3</u>を上限とする。</p> <p>《新設》</p> <p>《新設》</p> <p>《後略》</p> | <p>《現行どおり》</p> <p>6. 発行する新株予約権の内容</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権者が年間(11月1日から10月31日)行使できる新株予約権の個数の上限は以下の(i)乃至<u>(iv)</u>に掲げる時期に応じて以下のとおりとする。</p> <p>(i) 平成28年11月1日から平成<u>29</u>年10月31日まで<br/>年間行使可能個数:割当てられた本新株予約権の個数の1/4を上限とする。</p> <p>(ii) 平成<u>29</u>年11月1日から平成<u>30</u>年<u>10</u>月<u>31</u>日まで<br/>年間行使可能個数:割当てられた本新株予約権の個数の<u>2/4</u>を上限とする。</p> <p><u>(iii)</u> 平成<u>30</u>年11月1日から平成<u>31</u>年10月31日まで<br/>年間行使可能個数:割当てられた本新株予約権の個数の<u>3/4</u>を上限とする。</p> <p><u>(iv)</u> 平成<u>31</u>年11月1日から平成<u>36</u>年<u>9</u>月<u>30</u>日まで<br/>年間行使可能個数:割当てられた本新株予約権の個数の<u>4/4</u>を上限とする。</p> <p>《現行どおり》</p> |

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂二丁目5番6号  
トスラブ山王健保会館 2階会議室  
03-5570-1803



トスラブ山王健保会館入口

交通：

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| 東京メトロ銀座線・南北線「溜池山王」駅  | 7番出口より徒歩5分  |
|                      | 10番出口より徒歩3分 |
| 東京メトロ千代田線「赤坂」駅       | 2番出口より徒歩5分  |
| 東京メトロ銀座線・丸ノ内線「赤坂見附」駅 | 10番出口より徒歩7分 |

- ・会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。
- ・公共交通機関等をご利用いただき、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場における、お土産の配布はございませんので、あらかじめ、ご了承のほどお願い申し上げます。